

第74回  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会  
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 74 回（平成 28 年度第 6 回）  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 28 年 9 月 21 日（水）午後 2 時

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 意見照会

①近江八幡市・安土町 新市基本計画の変更について〔諮問〕（政策推進課） 資料 1

②老蘇幼稚園の認定こども園移行について（幼児課） 資料 2

4. 報告事項

①平成 29 年 4 月 1 日以降の安土地域ごみ処理にかかる主な変更点等について（環境課）  
資料 3

②公共施設等マネジメント推進委員会報告（9 月 9 日）仙波委員 資料 4

③安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について 参考 1

4. 協議事項

①来年度の安土町地域のごみの収集・処理方法についての検証及び環境エネルギーセンターの  
施設見学会の実施について 資料 5

②学区自治連合会との意見交換会の手法について 資料 6

5. その他

## 6. 閉 会

### 会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第74回（平成28年度第6回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所3階議員控室
●開催日時	平成28年9月21日（水） 14:00～17:22
●出席者 （委員等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員、横川明子委員 宗野隆俊アドバイザー
（説明者等）	政策推進課…太田課長補佐、夜野副主幹 鳥居福祉子ども部長 幼児課…岡田課長、道尾参事 老蘇幼稚園…中西園長 姓農市民部長 環境課…奥川参事、中嶋副主幹、上野主事 地域協議会事務局
（事務局）	安土町総合支所…大林地域自治区長 住民課…福井次長兼課長、川部課長補佐、助野副主幹、矢野副主幹
●議題及び議事	近江八幡市・安土町 新市基本計画の変更について〔諮問〕（政策推進課） 老蘇幼稚園の認定こども園移行について（幼児課） 来年度の安土町地域のごみの収集・処理方法についての検証及び環境エネルギーセンターの施設見学会の実施について
事務局	第74回近江八幡市安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 開会にあたりまして、安田会長よりご挨拶いただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。続きまして、安土町地域自治区大林区長が挨拶いたします。
事務局（区長）	（あいさつ）
事務局	それでは、本日の会議に全委員が出席されておりますので、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、

同じく協議書の規定に基づきまして、安田会長にお願い申し上げます。

会長

それでは、規定に基づき、議長を務めます。本日の会議はたいへん多岐にわたっていますので出来れば 16 時ごろ終了予定で進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは議事に入りたいと思います。次第に基づきまして経過報告です。

前回（8月17日）の定例会以降の地域協議会の活動について、経過報告を行います。

広報編集部会の報告を茶野部会長よりお願いしたいと思います。

副会長

地域協議会だよりの第 37 号を発行いたしまして広報の 9 月 1 日号と合わせて各戸配付させていただきました。今日の定例会終了後には 12 月 1 日付の第 38 号につきまして広報編集部会を開催しますので広報編集部会員については出席をお願いします。

会長

ありがとうございます。

それでは引き続きまして会議運営部会の報告をしました後、何かご意見がございましたらお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。私のほうから会議運営部会ですけれど、9月7日9時30分より開催をいたしました。本日の会議次第にあります議題について協議しました。1点目に書かれてありますように今般、近江八幡市の新市基本計画の期間延長・見直しについて諮問を受けました。内容についてはすぐに説明をしてもらいます。2点目につきましては、現在老蘇幼稚園がこども園に移行するという話が出ていましてこれらの内容につきましても本日、担当より説明にお越しいただくということで、具体的内容を説明していただいてご意見をお寄せいただくということでお願いします。次に報告事項でございますが、委員各位が気にしていただいていた、いよいよ来年4月1日のごみ処理につきましての変更点等につきまして環境課よりお越しいただく説明をしていただきます。報告事項2点目として、公共施設等マネジメント推進委員会に仙波委員が出ていただいていますので、先般9日に開催されました会議について報告していただきます。3点目については恒例になっています安土学区・老蘇学区まちづくり協議会の活動につきまして報告いただきます。最後、協議事項としましては、報告事項のごみ処理につきまして委員各位から意見をお聞きし、環境エネルギーセンターの施設見学の実施について協議していただくということを思っています。協議事項の2点目についてですが、学区自治連合会との意見交換会ですが、安土学区につきましては自治連合会に出向いて私と事務局で呼びかけました。既に日程は向うで決めていただいています。老蘇学区については事務局からお願いをしていただいています。日程も決めていただいています。両学区とも自治連合会との意見交換会の設定は済まされていますので、質問の内

容をご協議いただきたいと思っているところでございます。その他につきましては事務局から報告等ございましたら、先般、会議運営部会の中では安土駅前北側商店街の街路灯の照明が消えて暗いのではないかという意見がありましたが、現在地元の常楽寺の中で話し合いが進められているということをお聞きしています。これらをその他事項でご報告します。あとは来月の日程でこの次第に書かれていることで、会議運営部会で決めさせていただいたところでございます。以上でございますが、先ほどの副会長の報告と併せまして、会議運営部会と併に何かご質問・ご意見がございましたら、特段ご質問はございませんでしょうか。無ければ経過報告については以上とさせていただきます、さっそくではございますが、意見照会と書かれていますが諮問ですけれど近江八幡市・安土町新市基本計画の変更について、担当の政策推進課から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

政策推進課

皆さんこんにちは。政策推進課の太田と夜野です。本日は、政策推進課から新市基本計画の一部変更ということで諮問ということでやって参りました。この諮問というのは合併特例法また地方自治法の中で、条例に定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の地域に係るものを決定しまたは変更しようとする場合はあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないというような定めがありまして、新市基本計画という重要な事項ですので諮問という形で参りました。この度の大きな変更の理由が、合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が5年間延長されたこと、特に合併推進債という地方債を有効活用できるようにということで変更をしようということで、本日の説明に参っております。新市基本計画の変更につきましては、合併時の約束事である性格の性質上、抜本的な変更はできませんので、これからご説明させていただきます3点の内容、計画期間の延長、地方債を活用することから庁舎整備事業を明確に規定すること、また財政計画につきましては合併後決算額が確定している数字や制度の改正など時代の変化による変化もございますので変更と言いますか書換えという、以上の3点の変更を考えているところでございます。本件につきましては資料に基づきご説明させていただきますので、ご審議していただいたのちは、答申をいただきますようよろしくお願いいたします。

政策推進課

政策推進課の夜野と申します。よろしくお願いいたします。ただいま太田が申しあげましたとおり近江八幡市・安土町新市基本計画の変更について本日は諮問をさせてもらいました。その内容について説明のためお伺いをさせていただいています。平成24年6月27日に施行されました、東日本大震災により被害を受けた関係市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律で合併推進債の発行期間がもともと10年というものが15年という形で5年延長されることになりました。これは、標題にもありますように東日本大震災の被害を受けたとい

うことなのですが、実際に被害を受けた市町村は10年の延長で10年から20年に、本市の場合は少なからずその影響を受けたであろうと想定して5年の延長になっておるんですけれども、それが延長されたことに伴いまして、今般、計画期間の延長を中心とした変更をさせていただきたいと考えているところでございます。新市基本計画の見直しにつきましては、太田から話がありましたとおり、旧近江八幡市と旧安土町との約束事との性質から抜本的な変更は想定していませんとあらかじめ総務省のほうに尋ねましたらそのような回答がありましたので、今回は先ほど申し上げましたとおり合併特例債の発行期間を延長することによりまして地方債を有効活用できる環境を整えていきたいということで延長させていただくものであります。主な変更内容としましては、3点ございます。1点目はいわゆる期間延長ということで、新市基本計画の8ページに期間が書いてございます。平成21年度から31年度までということですが、これを平成36年度までの期間ということで延長をさせていただく予定です。それから今現在市のほうでは、新庁舎の整備に向けて取り組みを進めております。合併の効果が出る事業として、主にハード事業になるんですけれども、合併推進債を活用する事業としまして、庁舎整備事業というものを新市基本計画の中で明確に位置付けをしていく必要があるということを考えまして庁舎整備事業の明確な位置付け、それと新市基本計画の中で財政計画というものが44ページ以降に掲載をさせていただいていますが、こちらの時点修正ということで、特に46ページのところが期間内の31年度までの内容ということで記載されておりましたので、こちらを36年度までの延長ということで変更させていただいています。詳細につきましては資料の新旧対照表を基に簡単ではございますが説明させていただきたいと考えています。スケジュールは後ほど説明させていただきますが、来年3月議会の上程を目標に取り組みを進めていきたいと考えていますので、変更年月日は平成29年3月と記載させていただいているところです。

(以下、変更箇所の説明)

中期財政計画については毎年見直しを財政課がしています。これに基づいて平成36年度まで伸ばしたものを新市基本計画に財政計画をあげています。平成26年度までは実績ベースで、平成27年度以降については見込みということで記載させていただいているのですが、この中期財政計画につきましてはこの9月末の予定で一定の見直しをして公表する予定になっています。ですので、ここに書いてあるのは今の公表されている最新版の数字をもとに記載させていただいているのですが、これに関しましては9月30日以降新しい数字をもって改めて変更させよう予定になっていますので、この点だけご承知おきを願えればと思います。今現在申し上げましたとおり、平成26年度までは実績ベースなんですけれども、公表後につきましては平成27年度までが実績で、平成28年度以降が見込みという形のもので数字は変更させよう予定ですが、変更させよう項目については一切の変更はございませんのでご承知おきいただければと

存じます。主な変更の内容につきましてはこのように進めていきたいと考えております。先に申しあげましたとおり大幅な変更ができないという性質上、今回は期間の延長。期間の延長をしていくのは、合併推進債によりまして庁舎整備を円滑に進めていくためということ、それと財政計画は時点修正をさせていただかなければならないということから修正をさせていただく、以上の3点を中心に今回は変更させていただきたいと考えています。今後のスケジュールを簡単にご説明させていただきたいと思っております。地域協議会の皆さまに諮問させていただくのは、合併特例法で必ずしなければならないとなっております、市町村の合併の特例に関する法律の第6条第8項の規定に基づきまして諮問をさせていただいておりますので本日はこちらになります。この後、議会の全員協議会にも報告させていただきます。それを経まして市民の皆さまのご意見をいただくパブリックコメントを実施させていただきます。予定としましては、9月30日からスタートさせていただきたいと考えております。パブリックコメント、地域協議会の皆さまからの答申を受けた後、滋賀県に対しましてこの内容で変更するというこの本協議に入らせていただきます。本協議の結果で、県のほうから異議が無いという回答をいただいたのち、市議会に上程という流れになります。おおよそ県からの回答というのが12月上旬となりますので、12月議会には間に合わないのかなと考えておりました、3月議会に提案させていただきたいと考えているところでございます。スケジュールはこのような形で進めていきたいと考えているところでございます。私どもからの説明は以上でございます。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。では、委員各位から何か質問がございましたら。

副会長

財政計画が5年延びたということは、平成31年に向けて使うお金を計画していたのも、そのまま5年延びるということですか。

政策推進課

財源いろいろございまして、今は国交省の社会資本整備交付金が多いのですが、交付金に乗らない部分等々につきましては地方債を発行しまして、ただいまの質問ですと合併時に組まれていた事業につきましても地方債そのまま使っていくと。それよりも補助金のほうが補助率が高いですので使うこととなりますし、地方債も最後に完済がいること借金ですので。県内各市町でもすべての市町がこの法律に基づいて5年延長するというところで手続きをしています。うちが一番最後ぐらいの状況になっています。法律で言いますと24年に出されています。今、28年ですのでこれまでもっと早く変更しておけばよかったのですが、今の時期になりました。今の時期と言いましても31年度まででしたので、それまでに変更することになります。

副会長

31年度までの財政計画なんですけれども、36年度まで伸びたのはやっぱり金額

が伸びているのですね、合計の金額が。これは庁舎の分が入ったからということなのですか。

政策推進課 庁舎は合併時もございます、この変更により明確にするという理由付けなんですけれど。

副会長 例えば、歳出の 27 年度のところですけれど、結構増えているのですね、投資的経費というのが。

政策推進課 合併時の見込みでしたので、それが決算で変わってきているのはご容赦ねがいたい。決算額ですのでいろいろな事情が相まって、このような数字となっているとしか言えないのですけれど。お気になさるのは合併時に庁舎の議論はあったのか無かったのかということですが、新市にふさわしい公共施設整備の検討ということできつくりと記載しておったのですけれど、実際地方債をもらおうとするならば、国も計画のどこに書いてあるのかという議論になるのです。他の市町も、甲賀市、湖南市の庁舎整備でも変更に伴って明確化しているのです。うちのケースも同じケースなんですけど、お金を借りるに当たって明確化しておかないとわかりづらいということで、改めて明確化するものです。合併前から構想はあったんですけれどその時点では検討段階でしたので、旧安土町の事業を含めまして新市にふさわしい公共施設整備の検討という表現になりました。財政課にも確認しておりますが、当時の財政計画にも庁舎整備また安土駅の整備、篠原駅の整備、ごみ処理施設の整備の部分を加味した財政計画にしていたということです。予算がかさんでおるんですけれど、社会情勢の変化や物価の上昇等々もありましてその部分がございます。あとは個々にお話をいただければ調べてご報告できますが。

副会長 それから後の投資的経費のところは、平成 27 年度がこれだけだと、もっと増えるのでは。

政策推進課 今、庁舎の設計をしまして正式な額が出てくると聞いているのですけれど、中期財政計画は毎年見直しされますのでその際に反映して数字を出していくと。元の数字がこの数字です。

政策推進課 これが今のリアルな数字かと言われると、今現状のリアルな数字としかいうことはできない。もう少し答えが、庁舎のほうが本当に必要な額がどのくらいなのかという答えを今出している作業中ですので、その点では今現状での一番最新の数字だということでご容赦いただきたいと思います。

委員	<p>現行の数字はすべて見込なんですね。変更後のほうは、26年までは実績ということですね。</p>
政策推進課	<p>そうです。これが、9月30日になると27年度も確定額になります。あと一週間ぐらいで確定しますので。タイムラグがありますが、現在はこの数字なのです。</p>
会長	<p>財政計画も県のほうの承諾を得るには必要なのですね。</p>
政策推進課	<p>そうです。必須科目でございまして当然ながら県にもこれを確認いただいて国に上げると。</p>
会長	<p>地域協議会というのは合併特例で新市基本計画の検証をするということで、当初合併事務局のご提案では地域協議会は4年だったんですね。その時に私が、基本計画を10年にしておきながら地域協議会は4年というのはどうしたことかと、それを検証するような内容があるならば基本計画に合すべきだということから、この地域協議会は10年になったのです。基本計画を延長するということは安土町地域自治区並びに地域協議会との兼ね合わせは法律上どのようなものですか。</p>
政策推進課	<p>市町の判断に委ねられています。国は、こうしなさい、延長したから延長しなさいというようなことはございません。先ほども申しましたけれど、合併時の約束事ですので最小限を変えているのですけれど、自治区の部分は全国にありますけれど、自治体によってまちまちということですね。</p>
会長	<p>地域自治区があと3年になって、最終的に基本計画が執行されたかの検証が我々地域協議会に課せられたことなんです。例えば、先ほどございましたように新市にふさわしい公共施設の整備の検討を基本計画にあげておきながら、我々のあと3年の間に確実な回答がでるかどうかですね。この基本計画を検証するようにして、新市基本計画の全てが執行できているかどうか、できていないことには意見具申をしなければいけないというのが協議会の立場でございますので、そういうことをご検討いただきながら、今回新たに付け加えられたものは安土町地域自治区の終了時に全て執行できるかどうか、検証する義務がある委員会ですのでその辺をご検討いただきながら、やってもらわないと。10年と言った地域協議会が、5年延長された新市基本計画があるにもかかわらず、検証をしていかなければならない。その辺が気になっていまして、我々に課されました任務と基本計画との法の上での整合性ということを、私も十分承知していませんので大変失礼なことを言ったかもしれませんが、地域協議会が中途半端な扱いになりますと市長に対してこれはどうなんですかと意見を申し出なければいけないなあと。</p>

政策推進課      私どももおっしゃる通りで、検証をしなければならぬといけないと考えておりますけれども。

会長              期限いっぱい31年度に、今の部分が概ね判断が付くようでしたら良いのですが、例えば新庁舎も設計ができ子育て広場もでき市民へのサービスにかなった設計が出来ましたが、一番の問題は財政面です。これの検証は絶対31年にはできません。できない地域協議会の責務はどうなる。そういうことを私は疑問に思いまして。法の下で特例で作られた安土町地域自治区、それに基づいて作られた安土町地域協議会の任務というのが果たせずに終了するのだろうか、それが私個人的には疑義がありまして。

政策推進課      そうですので、こちら部分での至らない部分については、地域協議会からご意見をいただくということで。行政に答申できる協議会ですので、その点も含めて答申いただけたらと思いますけれども。

会長              あと委員でご質問があればどうぞ。

委員              財政計画の中で、健全かどうかを見るにはどの部分を見たらいいのですか。

政策推進課      この資料については財政課に一任していますので、毎年決算を出したときに新市基本計画のフレームに当てはめて財政課が持っている決算書をカスタマイズしていただいて作ったものになりますので、ここから検証するのは正直むずかしいのかなと思っています。その点に関しましては大変恐縮ですが決算書に委ねさせてもらいたいなあと。

政策推進課      もしくは地域協議会に財政課を呼んで説明を求めるということで。その権限をお持ちですので。聞いていますと、公債費率や収支比率を勘案しますと健全かなあと報告では聞いていますけれども。

会長              他は委員各位、何か質問はございませんか。無いようでしたら、今回の基本計画の変更対照表を見ていただくとだいたいわかるのかなあとと思います。そのようなところで、スケジュールを見ますと今回諮問ということで10月初旬までに当協議会より市長に答申をする必要がございます。つきましては、定例会だけでは対応できませんので委員各位にはたいへんご苦勞をお掛けしますが、この答申に係る臨時の地域協議会を開催しながら答申を進めて参りたいと思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思っております。あと日程につきましては、あとの日程と調整しながら答申の臨時会の日時を後ほど決定したいと思ひまして。別途協議する

ということでこの件につきましては、一旦終了したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

アドバイザー さっき会長がおっしゃった地域協議会の設置期間の話なんですけれども、新市基本計画と一部変わるということで、それを検証することが地域協議会の非常に重要な役割なんですね。期間延長については最終的にどうやって確認されるのですか。総務省に、市のほうで決めていただいてもらうだとか、他の自治体はどうやっているのかとか、総務省の見解はどういったものをもっているとか、そういったことは確認できますか。

政策推進課 確認してこの場に臨んでいます。

アドバイザー 総務省の見解はどのようなものですか。

会長 市町村の判断に任せるということでしたね。

政策推進課 今の話は地域協議会の延長の話ですか。地域協議会の延長の話なら各市町の判断になります。

アドバイザー 地域協議会を2年、3年で終わらせているところがたぶん大変多いと思います。新市基本計画が延長になったので、じゃあ地域自治区はどうなるのかというのはなしですので、2年、3年で地域自治区を終わらせた自治体とは比較するのは難しいのではないだろうかと思います。

政策推進課 今の現状で10年までの議論しかできていないので、その部分をここにリンクして話をしていないのです。

政策推進課 先ほども申しましたように他のケースで、延長したりそのまま終わったりしています。

アドバイザー それは分かります。今回はそれとちょっと違うケースだと思います。総務省に一回問い合わせしていただけるのかということなんですよ、僕の聞いているのは。

政策推進課 問い合わせというのはどういう趣旨になりますか。

アドバイザー 新市基本計画を変更することによってそれをチェックすることの地域協議会の設置期間というものも変わるのかということです。

会長	<p>検証ができればいいのですよね。できなければもともと地域協議会に課せられた検証という言葉は、無かったことと同じことなんです。</p>
アドバイザー	<p>36年までですね。地域協議会は今の計画ではなくなってしまう。合併後10年と決まっているので。ということは36年度まで計画があるということなので、それはチェックはどこがするということになるのか。</p>
事務局（区長）	<p>変更に伴うスケジュールを皆さまに示されたと思います。そのスケジュールを見ますと、県に対して本協議を行うという仕事も残っています。その前にはパブリックコメントもしたいという説明もございました。会長が言われますようにこの地域協議会がどのような役割を果たしているのかそういう観点から見てみますと、新市基本計画がスムーズに進行して問題無く、約束事のまちづくり計画が進んでいるのかも地域協議会の役割であるから、ただ単に延長する内容は分かるけれども、今の状態では地域自治区は10年、あと4年ですけれど、延長された分はどこでチェックするのかそのことを問題にされているという意見が出ましたので、行政としては今日の変更については諮問されていますので、責任をもって協議会の意見を答申しなければなりません。それに基づいてことが進みますので、今日の説明や意見を含めて、地域協議会の意見はこういうことですよということ踏まえて上げてください。早急にあげてください。でない、どういう意見があるかは行政で模索されますので。今の説明は、他の県には期限が過ぎたときは市町の判断にお任せしますという話が出ましたけれど、宗野先生が言われたのはそうではないよと、安土の場合は特例で決まっていることなので法の趣旨から言えば少しおかしいのではないかと趣旨だと私は受け止めますので、それはそれなりに意見を上げてください。それで行政の中で検討されると思いますので、そういうことで。</p>
会長	<p>法律上のことたいへん未知でございまして、今後の諮問協議する過程の中でも担当課に、こんな協議会の意見があるがこれはどうだろうかとか投げかけるかもしれないですが、その点はよろしく願いしまして、諮問の協議にかかりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>次は老蘇幼稚園の認定こども園移行につきまして幼児課よりお越しいただいていますのでよろしくご説明をお願いします。</p>
福祉子ども部長	<p>皆さんこんにちは。私、福祉子ども部長をさせていただきます鳥居と言います。みなさまには子育て支援を含めご協力いただきお礼申し上げます。</p>
幼児課	<p>幼児課の岡田でございます。よろしく申し上げます。お手元の資料に基づいて</p>

説明させていただきます。保育所の待機児童の解消ということで新聞紙上等々でも全国的な課題になっていますが、本市におきましても平成 24 年度から 28 年度までの就学前の児童数それと保育所の定員数、入所児童数、待機児童数の 5 年間の比較をさせてもらいました。子どもの数はだいたい 4,800 人ぐらいで推移しているのですが、入所児童数が 1,383 人から 1,665 人ということで 300 人ぐらい増えています。保育ニーズが高まっていることから、定員を 300 人増やしてきたところなんです、現在この 4 月で 56 名の待機児童が生じているところです。老蘇学区の就学前の児童数というところで、0 から 5 歳までの 6 学年で 173 名ございます。その中で幼稚園に行かれている子どもが 40 名、保育園に行かれている子どもが 55 名、自宅保育等が 78 名という内訳になっています。昨年度、保育所の待機児童が大変多いということで本市におきましては小規模保育事業と言いまして 6 人から 19 人までの 0 から 2 歳の子どもを預かる施設、それが家庭的保育とありますが、63 名の乳児の受け入れの拡大をして参りました。ここ数年、特に 1 歳、2 歳の入所率が大幅に増加しておりまして、来年度に向けましては 0 から 2 歳の受け入れ枠の拡大、それから 2 歳から 3 歳に進級されるわけありますので 3 歳に受け入れ枠の拡大が急務になっているのが現状です。老蘇幼稚園の現状ということで平成 28 年 4 月 1 日現在の児童数は 40 名ということで、6 年間の推移を書かせていただきました。ここ数年は 40 名前後で推移しているのですが、幼稚園の就園率は 62% ぐらいから 51% ぐらいに下がってきているという状況です。というのは、保育所のほうに行かれているのが多くなってきているということです。老蘇については安土幼稚園区域から弾力化できるということと、平成 26 年からは預かり保育ということで、子育て支援を充実して参りましたが、在籍園児の推移には大きな変化は無いということでございます。こういった中で老蘇幼稚園を活用した認定こども園への移行ということで、平成 29 年 4 月に向けての、新たに施設を作るというよりも既存の施設を活用するほうがもっともスピードが速いですし効果的であること、それから 3 歳以上の認定こども園ということで給食が外部搬入が可能であり自園調理をしなくてもよいということで整備を必要としないということです。老蘇幼稚園は、今現在保育室が 5 室ありスペース的には余裕がある、ということが活用したいと考えた理由でございます。認定こども園はどのような施設なのかということを書かせていただいておりますが、教育・保育を一体的に行う施設ということで、幼稚園と保育所の両方の機能を持っている施設でございます。ですので、保護者の就労しているしていないに関わらず、同じ施設に通うことができる施設でございます。認定こども園移行によるメリットということで、保育を必要とするいわゆる保育所籍の子どもが入所できる利用定員をもうけさせていただけると思っておりますが、これについては老蘇学区だけではなく市全体の待機を減らすことにつながるというのが大きなところで、それから先ほども言いましたけれども、保護者の就労に関わらず通園できるということでございます。保護者が仕事をお辞めになった場合でも施設を替わる



るのでそのことをどうするかを考えたときに、保育所の部分はお弁当等言うわけにはいきませんので、給食を提供すると。ただ、そのときに公立で作っているところがございますので、委託で配送するように思っています。何食ぐらいになるかわかりませんのでどこで作るかはまだわかりませんが、土曜日と夏休みについてはそのような形で実施したいと考えています。アレルギー対応についても、今現在給食センターで、除去なり代替食などでやっていますし、保育所でも自園調理でそのような対応をしていますので、その点については十分に対応できると考えています。以上です。

委員

保育部と幼児部の時間が違うということで良い面もあるし課題もあるかもしれませんが、もちろん行政の中で議論されていると思いますけれど、先生方には長時間労働になるし、役割がすごく多くなるし、職員のシフトで対応することですけれど、職員体制を十分に検討していただきたいなあと思います。

幼児課

先ほどの説明にもあったように長時間になりますので、朝から夕方までシフト勤務を中心に、また早朝と夕方の専属の担当の保育士等も考えながら全体の保育士の資質の低下にならないようには務めるつもりはしています。

会長

他にございませんか。対象のご家庭にも案内はされているのでしょうか。

老蘇幼稚園

9月17日には園の評議委員にご説明させていただきまして、今月27日には在園児の保護者への説明会を予定しています。今夜は老蘇まち協にも説明に上がって、各自治会への回覧で周知できるような用意をしていただきましたので、そのような形で周知させてもらいたいと思います。

会長

他に何かご意見はありませんか。無いようでしたら、今の老蘇幼稚園の認定こども園への移行についての案件については、これは既に時期の問題で進行されていますけれど委員各位にはご了承いただきまして、もし何かご家庭からご意見がございましたらこのように進行形にあるとお答え願います。この件につきましてはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは続きまして報告事項に行きたいと思います。平成29年4月1日以降の安土地域ごみ処理にかかる主な変更点等について環境課より報告いただきます。

市民部長

皆さんこんにちは。私は市民部長の姓農です。本日は次長の田村が参る予定でしたが他の所用ができてまして私が出席をさせていただいています。

本日は環境課の説明をさせてもらうのですけれど、まず本市行政にご協力をいただきまして、特に環境行政につきましては皆さまのご協力をいただい

す。本当にありがとうございます。新しい新施設についても8月1日から本格稼働しましてスムーズに運営を行っていますわけですが、来年4月1日から安土地域が中部清掃組合から脱退ということで進んでおります。先月に地域協議会で説明したらどうかという提案がありましたが、脱退についての協議がまだ整っていませんでしたということもありまして、今日になりましたこととお詫び申し上げます。また、先週の16日、17日に安土学区と老蘇学区の自治連合会に説明もさせてもらっています。スケジュール的に後先になったこととお詫び申し上げます。それでは具体的な説明に入らせていただきますので、よろしくお願いします。

環境課

安土地域につきましては平成3年から中部清掃組合に加入していただいて一般廃棄物の処理等を行って今日にいたっているわけですが、今供用開始いたしました近江八幡環境エネルギーセンターの施設については安土地域のごみ処理をする前提で建設をさせていただきました。これから安土地域のごみを処理するには、中部清掃組合の脱退が必要になりますので、本日まで協議を進めてきているところです。12月議会で中部清掃組合の構成市町を含めて、議決をいただけるものとして、来年4月からの安土地域の環境エネルギーセンターへの搬入をしていただくために本日説明に来た次第ですのでよろしくお願いします。

環境課

平成29年4月1日以降の安土地域ごみ処理にかかる主な変更点等についてご説明申し上げます。ただいま、部長と参事からお話がありましたように、現時点では一定の理解を得ているだけでございまして、まだ組合脱退については確定的ではございませんけれども、3月末に組合脱退しまして4月1日から安土地域が新しい環境エネルギーセンター施設で処理される場合に、どのような点が大きく変わるのかという点をご説明申し上げます。先ほど部長の話でもありましたように、既に安土学区・老蘇学区の自治連合会の会議の中で説明をさせていただいておりますのでよろしくお願いします。まず、ごみ処理施設ですけれども、現在安土地域のごみにつきましては、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、資源ごみにつきましては日野町にあります日野清掃センターで処理されています。不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、がれき類については東近江市能登川にあります能登川清掃センターで処理されていますが、4月1日以降はがれき類以外は全て環境エネルギーセンターで処理されます。また、がれき類については現状は能登川清掃センターにしか持ち込むことができないのですが、4月1日以降は近江八幡市一般廃棄物最終処分場のほうに住民の皆さまが直接搬入していただくという形になりますので、よろしくお願いします。あと、ごみ処理施設の営業日・営業時間が大きく変わります。現在、中部清掃組合の施設においては平日のみの営業になっています。但し、土日祝日は休みで年末年始休みがございまして、営業時間は午前8時30分から12時まで、午後1時から4時30分までの3時間半、3時間半の計7時間の営業となっています。能登川清掃センターにつきましては毎月

第4日曜日は特別開場日ということで開けています。但し、その翌日の月曜日については振替休日ということで平日ですが休みを頂戴しています。これに対しまして環境エネルギーセンターについては、日曜日以外は全て営業ということになっています。祝日も営業です。但し年末年始についてはお休みを頂戴しております。営業時間については、午前午後とも中部清掃組合から若干短くなっております。午前につきましては9時から12時まで、午後は1時から4時までの、3時間、3時間の計6時間になります。ゴールデンウィーク中やシルバーウィーク中にかなりの搬入される方が多かったのですけれど、4月1日以降は日曜日以外全て営業していますので利用がしやすいようになると思います。家庭ごみを直接搬入して処理する手数料についても、違いがございます。現在中部清掃組合では、1回の搬入につき300kg以下の場合は10kgにつき150円の手数料、1回の搬入量が300kgを超える場合は10kgにつき200円という手数料で、重量に応じて2段階の手数料になっています。対しまして環境エネルギーセンターにおいては、重量制限なしに10kgにつき200円の手数料ということで、若干上がることになるのですが、これは新施設が稼働する前の第2クリーンセンターの手数料で運用させていただいています。住民さんが直接施設に搬入する場合に必要な手続きですが、現在中部清掃組合の日野清掃センターについても能登川清掃センターについても予め安土支所に来ていただいて必ず搬入許可書の交付を受けていただく必要がございます。連休中だと市役所は基本閉庁日となっております。搬入許可書の交付事務ができませんので、平日に搬入許可書を受けていただく必要がございますので、なかなか利用しにくい制度になっています。対しまして、環境エネルギーセンターにつきましては、営業時間内に直接環境エネルギーセンターの窓口でお申込みしていただければ、運転免許証を提示すれば随時受付します。ということは、いちいち支所によっていただいて搬入許可書の交付を受けることなく、直接持ち込んでいただくという事務の簡素化が図れていると思います。あと、ごみステーションでの収集品目についても変更がございます。燃えるごみについては週2回で従来通り、燃えないごみも月1回で従来通りです。板などの木材関係ですが、通常燃えるごみとして出されるのですが、これが厚みとか太さによって燃えないごみに分別してもらうことが大きな違いになります。これは、既に運用開始しています近江八幡地域でも、従来は燃えるごみとして出してもらっていたのですが、4月1日付で運用を開始しまして5か月経過していますが大きなトラブル無く運用しています。この点が大きく変わる点です。住民向けの説明でも丁寧に説明したいなあと考えているところです。びん類ですが、現在無色透明・茶色・その他の3色で月1回収していますが、これも従来通り同じスケジュールで回収します。缶類ですが、現在アルミ缶とスチール缶をごみステーションで分けて出させていただいています。これも月1回収がございましたが、従来通り月1回収をやらせていただくのですが、4月1日以降はごみステーションでアルミとスチールを分けることなく同じコンテナに入れて

いただいて出してもらおうようにします。これは何故かと申しますと、安土地域でアルミ缶スチール缶を分けて、分けた状態で業者に持ち込みをしているのですが、必ずスチール缶は混ざっておりまして結局、磁気選別という磁石を用いてベルトコンベアに乗せて分ける作業をしています。これは、分けても分けなくてもこの磁気選別という工程をしますので、わざわざ分けていただくことが無駄になりますし、ごみステーションにおいてもコンテナを2種置かなければいけなくなりますのでスペースが無駄になりますので、コンテナの数を減らす意味でも、4月1日からは分ける必要なく缶類ということで1種類にして出して頂くこととなります。新聞・雑誌・段ボール、古紙類についても、従来通り月1回収させていただきます。乾電池につきましては、現在2か月に1回の回収ですが、4月1日以降は既に近江八幡地域で適用させてもらっていますけれども、月1回収させていただきますこととなります。ペットボトルですが、原則月1回ですが6月から10月の暑い期間中のジュース類の消費量が上がる時期については、月2回の収集をしていますけれども、4月1日以降は季節に関係なく月1回にさせていただきます。但し、今現在近江八幡市で月1回で運用させてもらっているのですが、地区によったら7月、8月にペットボトルの置き場が溢れているという状況が散見されてきました。この回収回数については、今現在検討しておりまして、月1回という回数についてはちょっと保留ということで検討中ということでご理解ください。白色トレイについては、安土地域で今回回収をしているところです。月1回ごみステーションの黒い袋に入れて回収しておるのですが、今後4月1日以降は、平和堂であったりピアゴであったり、入口付近にトレイ回収のボックスがありますので、4月1日以降は店頭回収を推奨することとして、出しにいけないという人については燃えるごみとして出して頂くこととします。古布ですが、たいてい古紙とセットで回収されていますが、月1回収していますが、これについてもごみステーションでの回収はなくなりまして、子ども会等で取り組んでいただいている資源ごみの集団回収で出して頂くという形で協力いただきまして、これについて推奨していきたいと思っております。資源ごみの回収がされていない地域もありますので、そのような場合は燃えるごみとして出して頂きたいとして指導していきたいと考えています。廃食油につきましては、乾電池と同様に2か月に1回ごみステーションで回収していますけれども、4月1日以降はガソリンスタンド等での拠点回収に移行すると考えています。安土地域で今、拠点回収で協力していただいているガソリンスタンドが下豊浦のイマノ商会さんと常楽寺の塚又商店さんの2軒しかありません。県道2号線沿いに2箇所あるだけで、南端や北端の集落はどうするのかという話が出てきまして、近江八幡地域に比べれば、拠点の数が乏しいということで拠点の役割を担うようなところを検討中です。蛍光灯は3か月に1回、ごみステーションで回収しておりますが、これも4月1日以降は安土コミセン・老蘇コミセンの2箇所および家電を販売されている販売店での拠点回収に移行していきたいと思っております。が、販売店が意外と



委員	回収の袋は、今燃えるごみと燃えないごみの2つですね。これが増えることはないですか。びんとかの専用の袋などが。
環境課	指定ごみ袋は2種類のみです。
委員	刃刈りしたときのごみはどうなるのですか。
環境課	細い枝でしたら燃えるごみの袋に入れていただいて出して頂いてもいいですけど、実際環境エネルギーセンターで燃えるごみとして出せるのが直径1cmまでなんです。環境エネルギーセンターは環境負荷の低減をつきつめたもので、日野清掃センターはどんなものでも一旦破碎をかけているので刃を回すだけのモーターも電力がかかりますし、刃が欠けてしょっちゅう換えているのです。要は、家庭からごみを出すときにきちんと分別できていれば、無駄な電力とか燃料を使わずに済んで円滑に処理できることになりますので、ちょっとでも太いなあと思われたら、燃えないごみとして出してもらうということになります。安土・老蘇の連合自治会で初回の説明をさせていただいたのですが、詳しい説明は11月以降に徐々に説明して行こうと思っていますので、今回は大きく変わるということでご理解いただくということで説明させていただいています。
副会長	缶類ですけど潰さなくてもよいということで、アルミとスチールを一緒に出してもよいということなんですが、アルミは潰したほうがよいのですか。
環境課	潰したほうがたくさん入れられて効率的だということで潰されるのですけど、潰してほしくないのです。処理施設に入って磁気選別に掛けて100%完全に分けます。その後、サイコロ状に圧縮梱包するのですけど、潰した状態では圧縮してもくっつかないのです。つぶれた缶同士がかみ合ってサイコロ状になるのですけど、最初からつぶれたものは重ねてもくっつかないので圧縮できないという欠点があるので潰さないで欲しい。
委員	来年4月1日からですね。例えば、私が直接搬入しても、安土の運転免許証では無理ですね。
姓農市民部長	そうですね。8月から本格稼働していますが、旧安土町の方からいつになったら私たちのごみの直接が入れられるのかとご質問の声をいただいています。
会長	来年4月1日までは能登川でも受けてくれるのでしょうか。
環境課	能登川で粗大は受けてもらえます。粗大の可燃性ごみについては、トラックに

積んで毎日、日野清掃センターに持ち込んでいます。

委員 従来の粗大ごみが全て有料化になるということですね。

環境課 そうです。

事務局（区長） 今、委員が言われたところが十分にご理解をいただきたいのです。従来は安土町のときは粗大ごみは全部無料なんです。無料なので一般的に良いな良いなと誰でもそう思うのですけれど、ただし他の近隣はしてないのです。安土町がそのようにしたことでのデメリットは、他所から内緒で安土に持ってきているのです。そんなことで、ドーンと出る。それは行政が処理する。そんなばかなことはおかしい。無料でといても本当の無料ではない。今度はいつでも届をして自宅まで全て回収をしてくれるという利点がありますので。

会長 自宅まで回収の場合は、処分料と引取料が要るということですね。

環境課 一覧表で作ってあって、申込みの段階で大きさがわかれば何円だとわかるように一覧表にしています。

副会長 出すときに粗大ごみの燃えるごみだろうが金属類だろうと一緒に出してもよいのですか。

環境課 構いません。箆筩とストーブを出されるお家もありますし。最近多いのが、一人暮らしのおばあちゃんが亡くなって、整理していて自分たちで運び出せないのので、一斉に一覧を書いて出されるケースも増えてきています。個別に品目を事前に申請していただく必要があります。この事前申込制についても、住民さんにはおいおい説明させていただきます。

委員 だいたい回収費用はどのくらいなのですか。

環境課 510円から1,540円の幅で回収料も含めて、1点につきその値段になります。

環境課 上限は1,540円で作っています。十数年前からこのようなそういう一覧表があります。電話でお問い合わせときに即答ができるような状態です。

委員 直接持って行ってもいいわけですね。そうすると、10kg当り200円ということになるのですよね。

環境課                    そうです。お車をお持ちでないとか、ご高齢で運転できないとか、子どもさんが遠方でとかのような人にとっては、利用しやすい制度かなあとと思います。

会長                        住民への周知については、また再度具体的に説明するということですので、本日は以上のような概要ですね。

事務局（区長）            ちょっと担当部局に自治区長としてお願いをしておきたいと思いますが、私が心配しているところは、カレンダーがありますが、こまめに知恵を絞って作っているカレンダーですけど、この辺りの準備段取りはしておられるのか。と言いますのは、このことについても問い合わせが出てきますのできちっとした対応をしいかなければいけませんので。

環境課                    ごみカレンダーは従来通り 3 月 15 日号で配付する予定です。あまり早いと広報誌ごと古紙に捨てられる恐れがありますので、従来通り 3 月 15 日号にあわせて配付します。あと、分別ルール冊子も作る段取りをしまして、住民さんには年明け早々には全戸配布したいと思います。2 か月ちょっとぐらいはお家で見ていただく時間を踏まえて、11 月の自治連合会の会議でも詳しい内容を説明させてもらって、ご希望のある地区については個別に住民説明会をさせてもらう予定はございます。そこで詳しい説明はしまして、年明け早々は配付できたら良いなあと思っています。

会長                        そういうことで今回は中間報告で、詳細が決まりましたらまた説明をしていただくということで本日はこの辺りで終わりたいと思います。たいへんありがとうございました。

                              次に、先般、仙波委員に出席いただきました、公共施設等マネジメント推進委員会報告を仙波委員よりお願いします。

委員                        （資料に基づいて説明）

会長                        ただいまの委員のご説明の中で、何かご質問はございませんか。

副会長                    具体的な施設を検討するのですか。

委員                        今度の計画では、そういった施設はどのような考え方で行きましようかということになります。

会長                        全部を更新して、財政的にやっていけないですよ。パブリックコメントとかしてまとめた方針で執行していくんでしょね。

委員	市役所の中の部長クラスで検討されます。
事務局（区長）	委員から説明があったとおりでありまして、最終的にこのようにするというのを年度末までに決めるというのではなしに、パブリックコメントの後、委員会の中で今後どのようにしていくのかという方針を決めるということです。
会長	あとはございませんか。委員ありがとうございました。無いようですので、学区まちづくり協議会の報告をお願いします。
善住委員	（報告）
澤委員	（報告）
会長	<p>ありがとうございました。ただいまのまちづくり協議会の報告につきまして、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようですので次の次第に行きたいと思います。先ほど環境から説明を受けました安土地域のごみ収集につきまして、先ほど質問とかで委員各位にお話をさせていただきましたが、もしごみ処理につきましてこんな課題があるとかございましたらお伺いをして、先ほど環境課もお話がありましたように11月以降に具体的に住民周知をされますので、先ほどこれは言い忘れたとかございますか。</p>
委員	袋が変わるのですか。緑から黄色に変わったでしょ。それがまた黄色から変わるのですか。
会長	変わらない。先に近江八幡の袋が変わって、黄色に変わっているのです。
副会長	先ほどの木の取り扱いについては周知してもらわないと。角材とか入れてしまう恐れがある。
会長	最近野焼きが禁止されているので、だんだんと剪定枝を出していますのでね。少々の太い枝でも中部清掃では出している。1cm以上あるものは不燃物にださないと行けなくなるが、不燃物が増えるね。それと、有料となると不法投棄が増えるのではないかと思う。不法投棄の回収とかはどうなるのだろうか。
事務局（次長）	それは環境課に連絡してもらえば取りに来るでしょう。今、シルバークリーンパトで回っていますね。

事務局（区長）	それは毎年、委託でシルバー巡回パトロールをやっておられる。
委員	不要品をリサイクルするというようなことは無いのですか。欲しい人がもらえるとか。
会長	今までの集団回収なんかでは、欲しい人は収集場所から持ち帰りしている。結構リサイクルになっています。
事務局（区長）	自分たちが日常生活するうえで行政も責任はあるけれども、好きなものを買ってにおいて、傷んだから無償に取りに来いというのは無責任なことだと思う。そのようなことは出すほうも改めないといけないと思う。公平ではない。行政が手厚くするようなことではない。今度は、家まで取りに来てくれるけれども、誰が考えてもそれだけ手間がかかっているの、多少の受益者負担はかかるというのは普通です。不法投棄は確かに増えるかもしれませんが、それはモラルの問題で、行政として地域の人に何とか理解と協力をしてもらいながらやって行くしかないのです。
会長	不法投棄はやっぱり山裾が多いです。
事務局（区長）	無料回収が当たり前と思うのではなく、出すほうも負担してもらうことは意識してもらわないと。
会長	真面目な人はそう思うけれども、普通じゃないと思われるかたは後を絶たないと思います。私が営農をしている田んぼに、間違いなくごみが肥料袋に2杯は集まります。信号待ちのときにポイ捨てされるのです。条例で罰則化しないと。面と向かって話したところで一緒だと思う。コンビニの袋のまま捨てている。そのような心情というのはなかなか治らない。投棄というのは、コンビニの袋のように些細なものから、大きなものまであるので、そのようなことを何かで抑えていくようにしなければならない。常識あればしないことをしているので、条例でも罰則を科せるように、見たら即座に摘発できるようなことをしていかなければいけないのではと思っています。 <p>ということで、まだ実施まで日はあるのですが、このごみ処理のことはまた問題点があれば話をさせていただきまして、エネルギー施設の見学会につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	事務局より説明いたします。近江八幡市環境エネルギーセンター施設見学実施要領ということで、この件については先週金曜日と土曜日に安土学区及び老蘇学区の自治連合会に説明をしているところです。趣旨は、実際に近江八幡市環境エ

エネルギーセンターを見学することで来年4月より搬入を予定している安土町地域のごみ処理課題について見識を深めるといふこととございます。日時は平成28年10月19日(水)で安土町総合支所を午前9時30分に出発致します。公用バス28人乗りを1台お借りしてあります。現地説明開始を午前10時、終了を11時30分を予定してあります。エネルギーセンターから帰ってきまして解散が午前12時を予定してあります。見学場所は竹町の近江八幡市環境エネルギーセンターとございます。見学内容につきましては、施設内の見学と紹介のDVDの鑑賞を予定してあります。出席者につきましては、地域協議会委員の皆さまと、安土学区老蘇学区の自治会長の希望者を募っています。以上です。

会長

たいへん皆さんには勝手でしたけれども、施設の見学が10月17日からということと会議運営部会に地域協議会定例会の日程にあわせて開催したらということになりましたので19日で環境エネルギーセンターとの間で日取りを決めています。それを、安土・老蘇の自治連合会でご案内をしました。安土はまちづくり協議会でも見学を予定されていますので、安土の自治会長はどちらかで参加されるだろう。老蘇については、都合のつく自治会長が参加されるということとございます。日にちまで決めましたが、ぜひ万障繰り合わせのうへ地域協議会の委員の皆さまは一度ご覧になっていれば、非常に環境に誇れる施設と聞いていますが、まだまだ周辺整備は途中ですけれども、説明を聞いてご理解いただけると思ふいますので、この件はよろしくお願ひしたい。

2点目としては、両学区連合自治会との意見交換ですが、これも9月の両学区の連合自治会でお願ひしました。既に回答は来ているようですので、日程についての報告をお願ひします。

事務局

自治連合会との意見交換につきまして、両学区に申し入れしました。趣旨につきましては、地域自治会と、自治会の現状と課題について単位自治会の役員と意見交換するとなっております。日時については資料では未定となっておりますが、安土学区と老蘇学区でそれぞれ日程調整をいただいております。老蘇学区につきましては11月19日(土)午前11時よりとお返事をいただきました。安土学区につきましては10月25日(火)夜7時30分から、または10月28日(金)夜7時30分からのいずれかでお願ひしたいということとございます。検討いただきたいと思ふいます。場所はそれぞれコミュニティセンターの会議室です。内容については、自治会の運営・役割についてもしくは自治会の災害時の体制についてということをお願ひしています。以上です。

会長

日程ですが老蘇は確定されています。老蘇学区は11月19日の11時より。と言ひますのはこの日が連合自治会を開催される予定になっていまして、それが11時に終わるので、60分ぐらいの意見交換をしたいというのが老蘇学区の回答でし

た。安土学区については、やはり昼間というのは自治会長がお勤めの方もございましてなかなか都合が付きづらいということで、平日ではありますが25日、28日のいずれも夜7時30分より意見交換しよう。1時間から1時間半程度の意見交換になろうと思います。こちら、できるだけ皆さんのご都合を付けて出席したほうが良いと思いますので、10月25日、28日の皆さんのご都合はいかがなものでしょうか。委員の多い日にしたいと思いますが。都合の悪いというかたはおられますでしょうか。私が28日は私用で都合が悪いのですが。25日で都合の悪い人はおられますでしょうか。

無さそうですね。それでは、事務局でさっそく安土学区の事務局に意見交換会は25日夜7時30分よりということをお願いしたいと連絡をして下さい。私たちはお答えする立場ではないのですが、行政懇談会でいろいろなことを言っておられたことを参考に、行政に言うべきことは言う、何か制度づくりをしないと解決しないことについてはそうだし、あるときは各自治会でお知恵を出してもらわなければ駄目なことはそうということで、言えば何とかしてもらえんというような意見交換ではございません。我々はその意見を課題として、自治会長のお立場で今後のまちづくりを進めるうえで我々がどういことをすれば解決するかといことを、我々が今後、協議会で検討・協議をさせていただきます。それと2つ目のテーマが、災害時に自治会の立場では自分ところの住民を安全に避難させる任務についてもらう立場なので、いつ起きるかわからない災害に向かって、各単位自治会で体制づくりについて、既にできている自治会は良いのですが、やっていない自治会についてはご検討をお願いしたいと言っていました。意見交換のテーマとしては、各単位自治会の自治会運営に関する点の課題、もう1点は、災害時の末端自治会での体制づくりでの課題に絞って意見交換をしたい。他にご希望があったら改めて意見交換をしたいと思いますので、今回はこの2点に絞らして意見交換をします。出ました意見で、あと協議したいと思います。意見交換というものの、お互いが考えを述べることになりまして、そこに答えをだして結論を出すというものではありません。

事務局（区長）

会長が言われるとおりの意見交換会ということですので、自治区長の立場として全体の協議会については区長が出席して答えることになりますけれど、意見交換会については、皆さんがいろんな意見をお聞きになって、それをまとめられて、行政に言うべきこと、行政がなすべきことなど改めてお聞きをする場を設けますので、意見交換会の場には区長はご辞退したいと思います。気軽にトークをしていただければと。

会長

ということで、安土学区は10月25日、老蘇学区は11月19日で、委員の皆さまにはよろしくお願ひします。

最後になりました、日程ですが、会議運営部会は10月5日、10月定例会が新

エネルギーセンターの見学会と同日の10月19日午後1時ということで予定しています。

あと事務局で何かその他事項はありますか。

事務局

意見箱で以前ご意見いただいた件ですが、支所前に石標が横倒しになっているので本来立っていた駅前で建てることはできないでしょうかということで、文化遺産の活用についてのご意見がありました。所管の文化観光課に報告しましたところ、同課から回答がありました。安土駅の整備担当課と十分協議して予算措置を含めて検討して参りたいという答えがありましたので、その旨、意見者に回答しましたのでご報告いたします。

あと、駅前商店街通りの街路灯が午後9時には消灯されているということで、もともとは駅前商店連盟で街路灯を灯していたのですが、消しておられるので防犯上良くないので、その付近お宅のかたは外灯を付けるように呼びかけているということと、地元の常楽寺で話し合いが行われているということでした。

それと、水道水の匂いについてですが、琵琶湖の水温が上昇してプランクトンが増殖しているということで、上水から匂いが発生しているということですが、県の企業庁で浄水場に活性炭を投入して対応しているところですので、それでも匂いが残ることもあるということですが、この水を飲んでも体に影響は無いとのことで伺っています。以上でございます。

事務局（次長）

会長、新市基本計画の諮問に対する答申案を協議していただく日程を決めていただきたいのですが。今月中ということで。

会長

会議運営部会で日程は決めていましたか。

委員

決まっていない。

会長

9月最後の週に臨時会を開催したら良いなあ。皆さまの都合のつく時間で。26日から28日で。遅れても10月早々に答申を出さないといけない。では、26日の午後1時30分からで、新市基本計画の諮問協議についてということで。たいへん急で申し訳ないのですがよろしくお願いします。

アドバイザー

私はその日は都合が悪くて来られないのですが、お伝えしたいことがありまして、諮問に対する答申は、賛成か反対かということになりますけれど、賛成にしてもあれこれ附帯で意見を付けられると思いますので、賛成だけここはこうしてくれとかいうことも出したら良いでしょうと思います。

会長

事務局で諮問の回答様式は確認しておいてください。

それでは事務局で他に何もありませんね。それでは最後に閉めの挨拶を茶野副会長からお願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 17:22】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp